

甲賀市人権尊重のまちづくり条例

「この度、甲賀市では人の命の大切さ、人権、平和の尊さなどを理念として、あらゆる差別をなくし、「人の心を大切にす愛のある行政」を推進するために、「明るく住みよい人権尊重のまち」を創ることを目指して、「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

なお、この条例は、平成17年1月1日から施行します。

甲賀市人権尊重のまちづくり条例

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、基本的人権を保障する日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、障害者、女性、在日外国人等に対する、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るとともに「差別をしない、させない、許さない」世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念とし、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、甲賀市に在住、勤務及び在学するすべての人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、行政すべての分野において総合的に必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をしてはならない。

2 市民は、あらゆる差別を温存し、又は助長する行為をしないように努め、市が実施する施策の推進に協力するものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権侵害をなくすために、人権尊重のための必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(教育、啓発活動の充実)

第6条 市は、人権尊重のまちづくりのため、学校、家庭、地域、企業等の各関係機関と連携しながら、きめこまやかな教育、啓発活動の充実に努め、あらゆる差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、施策及び啓発活動の推進のため、必要に応じ意識、実態調査等を実施するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、国、県及び関係機関との連絡調整を緊密に行い、市民とともに、人権尊重のまちづくりを積極的に推進する体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、甲賀市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

甲賀市農業委員会の活動

合併後の農業委員会は、82名の委員で構成されています。これは合併特例法により、特例期間として、平成17年7月19日まで旧町の委員が在任しているためです。なお特例期間後の委員数は37名となります。

現在、委員会は、4つの部会で構成されています。役員の方々は次のとおりです。

会 長	田中 健晴
副 会 長	中島佐太郎
農 地 部 会 長	山本 武
農 地 部 副 会 長	立岡 徳藏
農 政 部 会 長	大野八一郎
農 政 部 副 会 長	中村 彦一
農 業 振 興 部 会 長	森田 和親
農 業 振 興 部 副 会 長	松本 公一
広 報 部 会 長	山田 耕造
広 報 部 副 会 長	廣岡 善一

農業委員会の役割

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて各市町村に置かれています。委員会の役割は、農業委員の地域での日常活動を通して農業者の声や問題を受け止め、農業者の代表として市、県などに対する要望や提案などの農政活動があります。また、農業委員会の業務には、農地法などの法律による法令業務があり、農地の権利移動や農地の許認可に当たっては、法定定められた基準に適合しているかを厳正に審査するなど農地行政を担っています。

委員会では、毎月25日前後に定例総会を開催し、農地の転用及び利用集積計画などについて審議しています。

これらの申請手続きは、毎月10日を締切として、その月の農業委員会で審議することになります。

詳しくは左記までお問い合わせください。

農業委員会事務局 ☎65-07717